

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月13日

【四半期会計期間】 第101期第1四半期(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 東亜合成株式会社

【英訳名】 TOAGOSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 太

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 芹田 泰三

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 芹田 泰三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第100期 第1四半期 連結累計期間		第101期 第1四半期 連結累計期間		第100期	
	自 至	平成24年1月1日 平成24年3月31日	自 至	平成25年1月1日 平成25年3月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
売上高 (百万円)		36,729		35,247		148,203
経常利益 (百万円)		3,441		3,756		15,250
四半期(当期)純利益 (百万円)		2,199		2,473		9,699
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		3,681		4,993		11,345
純資産額 (百万円)		129,946		139,741		136,240
総資産額 (百万円)		172,790		179,215		181,451
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		8.34		9.38		36.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		72.9		75.7		72.8

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

(基礎化学品事業)

当社100%出資の連結子会社である鶴見曹達株式会社は、平成25年1月1日付で当社が吸収合併いたしました。

(アクリル製品事業)

当社100%出資の連結子会社である日本純薬株式会社は、平成25年1月1日付で当社が吸収合併いたしました。

(機能製品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(樹脂加工製品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(その他の事業)

主要な関係会社の異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）における当社グループの業績は、売上高は352億4千7百万円（前年同期比4.0%減収）、営業利益は35億4千1百万円（前年同期比5.4%増益）、経常利益は37億5千6百万円（前年同期比9.2%増益）、四半期純利益は24億7千3百万円（前年同期比12.4%増益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

基礎化学品事業

苛性ソーダおよび無機塩化物は、全般的な需要の低迷を受けて販売数量が減少し、低調に推移しました。無機高純度品は、輸出を中心に一部需要が回復し、堅調に推移しました。硫酸は、全般的な需要の低迷を受けて販売数量が減少し、低調に推移しました。工業用ガスは、全般的に需要の回復が弱く、前年同期並みで推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は111億4千1百万円（前年同期比3.8%減収）となりました。また、営業利益は、全般的な需要の低迷を受けて販売数量が減少したことにより、9億8千8百万円（前年同期比7.7%減益）となりました。

アクリル製品事業

アクリル酸およびアクリル酸エステルは、国内向け販売数量が増加したものの、海外向けは減少し、前年同期並みで推移しました。アクリル系ポリマーは、全般的に底堅い需要に支えられ、堅調に推移しました。高分子凝集剤は、官需を中心とした販売価格の下落傾向が続くとともに民需も低迷し、低調に推移しました。光硬化型樹脂「アロニックス」は、全般的な需要の低迷を受けて汎用品の販売数量が減少し、低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は132億1千7百万円（前年同期比4.0%減収）となりました。また、営業利益は、アクリル酸エステル、アクリル系ポリマーの国内向け需要が堅調に推移したことに加え、原料価格の上昇に応じた製品価格の是正に努めたことにより15億5千万円（前年同期比14.0%増益）となりました。

機能製品事業

接着剤は、一般用の需要が底堅く推移するとともに、工業用も携帯端末向けを中心とした需要に支えられ、前年同期並みで推移しました。建築・土木製品は、建築補修材、地盤改良剤ともに前年同期並みで推移しました。無機機能材料は、銀系無機抗菌剤ノバロンの販売数量が増加し、堅調に推移しました。エレクトロニクス材料は、全般的に販売数量が低迷し、低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は37億4千4百万円（前年同期比5.7%減収）となりました。また、営業利益は、一般用接着剤の国内向け新製品を対象としたプロモーション費用が一時的に発生したこともあり、5億3千1百万円（前年同期比26.0%減益）となりました。

樹脂加工製品事業

管工機材製品は、需要は回復基調にあるものの販売価格が低迷し、低調に推移しました。ライフサポート製品は、競争の激化による影響を受け全般的に販売数量が減少し、低調に推移しました。エラストマーコンパウンドは、食品向けを中心に販売数量が増加し、堅調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は63億1千5百万円（前年同期比3.8%減収）となりました。また、営業利益は、固定費が減少したことに加え、工場の稼働が上昇したことにより3億8千4百万円（前年同期比93.8%増益）となりました。

その他の事業

新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は8億2千8百万円（前年同期比2.0%減収）、営業利益は6千8百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産合計は、株式市況の回復により「投資有価証券」などが増加しましたものの、「受取手形及び売掛金」や「有価証券」などが減少しましたため、前連結会計年度末に比べ22億3千6百万円、1.2%減少し、1,792億1千5百万円となりました。

負債合計は、法人税等の納付により「未払法人税等」などが減少しましたため、前連結会計年度末に比べ57億3千7百万円、12.7%減少し、394億7千3百万円となりました。

純資産合計は、四半期純利益の計上および株式市況の回復により「その他有価証券評価差額金」が増加しましたため、前連結会計年度末に比べ35億円、2.6%増加し、1,397億4千1百万円となり、自己資本比率は75.7%となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「19年プラン」といいます）の導入について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成22年2月12日開催の取締役会において、19年プランを、所要の変更を行った上で継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「22年プラン」といいます）、平成22年3月30日開催の当社第97回定時株主総会において、22年プランによる買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。22年プランの有効期間は平成25年3月31日までとなっておりますが、当社は、22年プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成25年2月7日開催の取締役会において、22年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成25年3月28日開催の当社第100回定時株主総会（以下「第100回定時株主総会」といいます）において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、当社は、特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、花田文宏の3氏を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりです。

(a) 本プランの継続の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反した大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として買収防衛策を継続したものです。

(b) 本プランに基づく対抗措置の発動にかかる手続

(イ) 対象となる大規模買付行為

次の()から()までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

() 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

() 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

() 上記()または()に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本()において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り
ます）

(ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

(ハ)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとします。

(二)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(c) 本プランの特徴

(イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(ハ)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、第100回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(二)適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

(ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

(d) 株主の皆様への影響

(イ)本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン導入時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断にかかる理由

当社は、前記 (a)記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、()第100回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、()対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、()独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、特別委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、()対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は10億5百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月13日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	263,992,598	263,992,598	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株で あります。
計	263,992,598	263,992,598		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		263,992,598		20,886		18,031

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 368,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 369,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 259,672,000	259,672	同上
単元未満株式	普通株式 3,583,598		同上
発行済株式総数	263,992,598		
総株主の議決権		259,672	

- (注) 1 「単元未満株式」の中には、東洋電化工業(株)所有の相互保有株式2株、および当社実所有の自己株式33株が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式(名義書換失念株)が565株あります。
- 2 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」の中には、証券保管振替機構名義の株式が14千株(議決権14個)および134株含まれており、株主名簿上は当社子会社鶴見曹達(株)名義となっておりますが実質的には所有していない株式が1千株(議決権1個)および817株含まれております。なお、当社は、平成25年1月1日付で鶴見曹達(株)を吸収合併しております。
- 3 「完全議決権株式(その他)」の中には、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的には所有していない株式(名義書換失念株)が1千株(議決権1個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東亜合成(株) (注) 1, 2	東京都港区西新橋 一丁目14番1号	368,000		368,000	0.14
(相互保有株式) 東洋電化工業(株)	高知市萩町 二丁目2番25号	369,000		369,000	0.14
計		737,000		737,000	0.28

- (注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式(名義書換失念株)1千株(議決権1個)が、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。
- 2 当第1四半期会計期間末(平成25年3月31日)の自己株式数は、381,107株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)および第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,096	18,194
受取手形及び売掛金	43,434	41,511
有価証券	14,000	10,500
たな卸資産	15,989	17,130
未収還付法人税等	330	358
その他	2,491	2,132
貸倒引当金	57	72
流動資産合計	93,284	89,755
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	20,096	20,032
機械装置及び運搬具(純額)	18,471	17,638
土地	17,299	17,301
その他(純額)	10,198	10,823
有形固定資産合計	66,065	65,796
無形固定資産		
のれん	38	36
その他	863	821
無形固定資産合計	902	857
投資その他の資産		
投資有価証券	14,316	16,923
その他	6,952	5,952
貸倒引当金	70	69
投資その他の資産合計	21,198	22,805
固定資産合計	88,166	89,459
資産合計	181,451	179,215

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,878	15,162
短期借入金	6,234	3,236
未払法人税等	4,064	1,066
引当金	23	614
その他	8,588	7,964
流動負債合計	33,789	28,044
固定負債		
長期借入金	5,986	6,246
退職給付引当金	454	345
役員退職慰労引当金	29	20
その他	4,950	4,817
固定負債合計	11,421	11,429
負債合計	45,211	39,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,886	20,886
資本剰余金	16,796	16,796
利益剰余金	93,821	94,976
自己株式	120	125
株主資本合計	131,384	132,534
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,412	3,154
為替換算調整勘定	722	58
その他の包括利益累計額合計	689	3,096
少数株主持分	4,166	4,110
純資産合計	136,240	139,741
負債純資産合計	181,451	179,215

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	36,729	35,247
売上原価	27,020	25,695
売上総利益	9,709	9,551
販売費及び一般管理費	6,350	6,010
営業利益	3,358	3,541
営業外収益		
受取利息	10	9
受取配当金	33	26
持分法による投資利益	100	77
為替差益	58	76
その他	74	161
営業外収益合計	278	350
営業外費用		
支払利息	42	35
環境整備費	39	21
遊休設備費	30	31
その他	83	48
営業外費用合計	195	135
経常利益	3,441	3,756
特別利益		
補助金収入	252	216
特別利益合計	252	216
特別損失		
固定資産処分損	12	25
特別損失合計	12	25
税金等調整前四半期純利益	3,681	3,947
法人税等	1,364	1,414
少数株主損益調整前四半期純利益	2,316	2,532
少数株主利益	116	59
四半期純利益	2,199	2,473

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,316	2,532
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	870	1,743
為替換算調整勘定	494	716
その他の包括利益合計	1,364	2,460
四半期包括利益	3,681	4,993
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,520	4,879
少数株主に係る四半期包括利益	160	113

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

前連結会計年度において連結子会社であった鶴見曹達株式会社および日本純薬株式会社は、当社と合併したため、連結子会社から除外しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年12月31日)			当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)		
保証債務			保証債務		
北陸液酸工業(株)	金融機関等 借入保証	117百万円	北陸液酸工業(株)	金融機関等 借入保証	105百万円
東海共同発電(株)	"	0	東海共同発電(株)	"	1
計		117	計		107

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額(負ののれんの償却額を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)	
減価償却費	2,128百万円	減価償却費	1,819百万円
のれんの償却額	2	のれんの償却額	2

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月27日 第99回定時株主総会	普通株式	1,318	5.00	平成23年12月31日	平成24年3月28日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 第100回定時株主総会	普通株式	1,318	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	11,581	13,768	3,971	6,562	35,884	845	36,729		36,729
セグメント間の内部 売上高または振替高	22	8	104	7	143	1,889	2,032	2,032	
計	11,603	13,777	4,076	6,570	36,027	2,735	38,762	2,032	36,729
セグメント利益または セグメント損失()	1,070	1,360	718	198	3,348	23	3,325	33	3,358

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	11,141	13,217	3,744	6,315	34,418	828	35,247		35,247
セグメント間の内部 売上高または振替高	2	35	126	1	166	1,859	2,025	2,025	
計	11,144	13,253	3,871	6,316	34,585	2,687	37,273	2,025	35,247
セグメント利益	988	1,550	531	384	3,454	68	3,523	17	3,541

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

共通支配下の取引等

(1)取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称 東亜合成株式会社

事業内容 各種化学製品の製造、加工及び販売

被結合企業の名称 鶴見曹達株式会社

事業内容 無機化学品等の製造

被結合企業の名称 日本純薬株式会社

事業内容 アクリル製品の製造

企業結合日

平成25年1月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、鶴見曹達株式会社および日本純薬株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

東亜合成株式会社

その他取引の概要に関する事項

グループ内における経営資源のさらなる一体化と意思決定の迅速化を図っていくため、当社100%出資の連結子会社である鶴見曹達株式会社および日本純薬株式会社を吸収合併いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	8円34銭	9円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,199	2,473
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,199	2,473
普通株式の期中平均株式数(千株)	263,671	263,618

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月10日

東亜合成株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 葉 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛 田 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東亜合成株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東亜合成株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。